

# 財団法人 広域関東圏産業活性化センター寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本財団は、財団法人 広域関東圏産業活性化センター（英文名 Greater-Kanto Industrial Advancement Center。略称「GIAC」）と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本財団は、広域関東圏（関東甲信越静地域をいう。以下同じ。）における産業活性化及び新産業創出に関する調査研究、新産業創出のための情報提供、新産業創出プロジェクトに対する支援等を行うことにより、広域関東圏の産業活性化及び東京に集中している産業諸機能の分担促進を図り、もって我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広域関東圏における産業活性化及び新産業創出に関する調査研究
- (2) 広域関東圏における新産業創出プロジェクトの発掘及び事業化可能性に関する調査研究
- (3) 広域関東圏における新産業創出プロジェクトの具体化に必要な情報提供システムの構築、普及促進及び情報提供
- (4) 広域関東圏における新産業創出プロジェクトの実施に必要なコンサルティング及び諸機関とのアレンジメント
- (5) 広域関東圏における新産業創出プロジェクトに対する支援
- (6) 広域関東圏における産業立地に関する調査研究及び情報提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費その他の収入

(資産の種別)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 設立に際し基本財産として寄附された財産

(2) 設立後基本財産として寄附された財産

(3) 設立後理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄附された財産については、その指定に従わなければならない。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署その他確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、本財団の目的達成上特に必要があると認められる場合において、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けた後、その一部を処分し、又は担保に供する時は、この限りでない。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に評議員会の審議及び理事会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度開始後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第1項の議決を得た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の定めるところによりこれを行い、速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第12条 本財団の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長が毎事業年度終了後遅滞なく作成し、監事の監査を経た上、理事会の議決を得た後、評議員会に報告しなければならない。

2 前項の議決を得た事業報告書、収支決算書及び財産目録は、当該事業年度終了後3月以内に経済産業大臣に提出しなければならない。

(特別会計)

第13条 本財団は、事業の遂行上必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。  
(収支差益の処分)

第14条 本財団の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは理事会の議決を得て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本財団は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

#### 第4章 役員及び評議員

(種類及び定数)

第16条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人を専務理事、1人を常務理事とする。

(選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、専務理事、常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第18条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

2 会長は、本財団を代表し、業務を統轄する。

3 専務理事は、会長を補佐して、業務を統括するとともに会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は専務理事を補佐して、業務を処理するとともに専務理事に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 監事は、民法第59条第1号から第3号までの職務を行う。

(任期)

第19条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事の現在数の3分の2以上の議決を得て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

- 2 前項第2号の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬)

第21条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

(評議員)

第22条 本財団に、評議員20人以上40人以内を置く。

2 評議員は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。

3 第19条及び第20条の規定は、評議員について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(兼任禁止)

第23条 役員及び評議員は、相互に兼ねることができない。

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第24条 本財団に、理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の運営に関する重要事項を決議する。

(理事会の開催及び招集)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか会長が特に必要と認めたとき。

4 理事会は、会長が召集する。

5 理事会の招集は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、あらかじめ理事会において定めた方法により招集するときは、この限りでない。

- 6 第3項第2号又は第3号の請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条第3項第3号の請求があった場合において、臨時理事会を開催したときは、出席理事の互選により、議長を定める。

(理事会の定足数及び議決方法)

第28条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は、第26条第5項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の3分の2以上の議決があった場合は、この限りではない。
- 4 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することはできない。

(理事会の書面表決等)

- 第29条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
  - 3 第1項の規定により表決権を行使する理事は、前条第1項及び第2項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の概要
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから理事会において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

## 第6章 評議員会

(評議員会の構成)

- 第31条 本財団に、評議員会を置く。
- 2 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の権能)

第32条 評議員会は、この寄附行為に別に定める場合を除くほか、本財団の事業運営に関する重要事項について、会長の諮問に応じて審議し、又は意見を具申する。

(評議員会の招集等)

第33条 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

3 第26条第5項、第28条第1項、第29条及び第30条の規定は、評議員会について準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものを賛助会員とする。

2 賛助会員は、理事会の定めるところにより、本財団の事業活動に参加することができる。

3 賛助会員は、理事会の定めるところにより、賛助会費を納入しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更、解散等

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第36条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定に基づき解散する。

2 民法第68条第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第37条 本財団の解散の際に有する残余財産は、評議員会の審議を経た上、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本財団と類似の目的を持つ他の法人又は団体に寄附するものとする。

## 第9章 補 則

(委員会)

- 第38条 本財団は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
  - 3 その他委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を得て、別に定める。

(事務局)

- 第39条 本財団に、事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
  - 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

- 第40条 この寄附行為の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

## 附 則 (昭和62年9月26日)

1. この寄附行為は、経済産業大臣の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
2. 本財団の最初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、許可日から昭和63年3月31日までとする。
3. 本財団の最初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本財団の設立当初の役員は、第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される理事会の日までとする。
5. 本財団の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところにより、その任期は、同条第3項において準用する第19条第1項の規定にかかわらず、設立後最初に開催される理事会の日までとする。